

里耶秦簡「訊敬」冊書識小

宮宅 潔*

はじめに

『里耶秦簡牘校釈』〔壹〕は⑧1418 簡と⑧1832 簡を綴合させ、その内容が⑧1133 簡及び⑧1132 簡へと繋がるものとし、さらに⑧1107 簡との関連も指摘している。何有祖はこれら一連の簡に⑧314 簡を加え、それらが一つの冊書になることを明らかにした¹。その復原案を以下に示しておく。

○何有祖復原案

- ① 訊（訊）敬：令曰：諸有吏治已決而更治 8-1832 者、其罪節（即）重若 8-1418
- ② 益輕、吏前治者皆當以縱、不直論。今留等當贖 8-1133
- ③ 耐、是即敬等縱弗論毆。何故不以縱論【敬】 8-1132（正）
- ④ 等、何解？辭（辭）曰：敬等鞠獄弗能審、誤不當律。 8-314
- ⑤ 留等非故縱弗論毆、它如劾。 8-1107
- ③'贖。 8-1132（背）

五本の簡はいずれも札（一行書き用の細い簡）で、長さは 23 cm 程度、文字の書体も似ている。ただし編綴の紐がかけられた場所を示す空格、ないしは編綴用の切り込みの跡は認められない。編綴しない状態で文字が書かれ、その後で紐をかけて冊書にされ、背面に「贖」という一種の「標題」が書き込まれたものと考えられる。その内容は「敬」なる人物の供述記録で、まず「訊敬」の後に「令」の規定を引用しての詰問が記され、「辭曰」から始まる供述本文がそれに続き、最後が「它如劾」と締めくくられる。「它如劾」の下には空白があり、これで完結するにせよ、さらに他人の供述記録が続くにせよ、ここで一区切りがつけられたことが分かる²。

張家山漢簡「奏讞書」146～148 簡では、直前の 145 簡の末尾に空白を残したまま簡が改められ、146 簡の簡頭から詰問の語が記される。詰問が「何解」で締めくくられた後、それに対する応答が続き、供述が「它毋解」で終わると、148 簡の下部に空白を残して再び簡が改められる。

- …（略）…毋它解。 (空白) (145)
- 詰 =、 …（略）… (146)
- …（略）…何解。 = 曰、…（略）… (147)
- 縦罪人。毋它解。 (空白) (148)

岳麓書院所蔵簡の「為獄等狀四種」の 102～103 簡も同様である。

- 暨言如前。 (空白) (101)
- 詰暨、羸論有令、可故曰羸重。可解。暨曰、不幸過誤失、坐官弗得、非敢端犯 (102)

瀧令。赴隧以成私毆。此以曰羸重。毋它解。它如前。 (空白) (103)

類例に「奏讞書」80～81簡、82～84簡があり、こちらではそれぞれ「某曰」から始まる供述内容が簡頭から記された後、それが「它如～」によって締めくくられ、空白を残して簡が改められる。供述者が変われば簡を改めるのが、供述調書原本の体裁であったと推測される。里耶秦簡に簡頭が「(詰) 訊某」で始まる札 (⑧231、⑧246、⑧1569) や、「它如～」の後に空白を残す札 (⑧680、⑧1319) が見られることは、こうした書式の存在を傍証する。

同じく供述記録とおぼしい札のなかには、「訊某」の前に日付や取調官の名を記す例 (⑧414、⑧1298、⑧1764) も見いだせる。いくつかの供述記録がまとめられる場合、最初のものにのみ日付や取調官の名が明記され、以下は省略されたという可能性が想定される。

ちなみに、両行 (二行書き用の幅広簡) に書かれた供述記録も存在するが、ほとんどのものがきちんと年号・日付・担当者名から始められ、反面に「鞫」として取調結果の総括³を記す場合もあるので、調書原本をさらに整理した報告書であるという印象をうける。

ともあれ、こうした供述調書の書式を念頭に置くなら、簡①冒頭の「訊敬」が前の簡から続く文章の一部である可能性は低い。「訊敬」から始まり、詰問→供述→「它如効」(改行) と展開する、ひとかたまりの供述記録として、これら五本の簡を「訊敬」冊書と呼んでおきたい。

1. 何有祖復元案に沿った翻訳および語注

まずは何有祖の復元案および解釈に従ってこの冊書を現代日本語訳しておく。

敬をこう訊問した。「規定によると、およそ役人が取り調べてすでに裁定を完了しながら、改めて調べなおし、もしもその量刑が重くなったりさらに軽くなったりしたら、前に取り調べた役人はいずれも「縦」「不直」の咎で罪を問うのに相当する、とある。今 甞らは贖耐に相当するが、これは敬らが (甞らを) 見逃して量刑しなかったのである。どうして敬らを「縦」の咎で罪に問わなかったのか。どう釈明するか」。供述していうには「正確に犯罪内容を確定させることができず、誤って律を適用しませんでした。甞らは故意に見逃して罪に 問われなかった のではないのです。その他は効の通り。次に、各語句をどのように解釈したのか、簡単な語注をつけておく。

○敬：本冊書に現れる人名「敬」「甞」のうち、「甞」はこの案件以外には見あたらない。一方の「敬」は非常にありふれた名前で、司空佐 (⑧149)、倉守畜夫 (⑧136、⑧1452 (26年))、倉佐 (⑧760 (31年))、都郷守畜夫 (⑧170 (28年))、田官守畜夫 (⑧672 など多数)、少内守畜夫 (⑧409 (28年))、令佐 (⑧1549 (34年))、県尉 (⑧167) としてその名が見える。そのなかで注目されるのは、遷陵県守丞に「敬」 (⑧63 (27年)) なる人物が現れることである。後述するとおり、私見では「敬」は「前治者」たる官吏を監督する立場にあったと考えるが、その場合敬は相応の高位者であったのが自然であり、本冊書の「敬」とは

この県丞であった蓋然性が高い。

○令：「令に曰く」として引用される規定は、後文では「誤りて律に当てず」として、「律」とも呼称されている。廣瀬薫雄によると、「律」が「令」とも呼ばれるのは「律が令によって定められていた」からであるという⁴。この理解に拠るならば、本冊書に引かれる「令」は、詔勅（＝令）中の「諸」から始まる規定部分が元の詔勅から抽出され、「律」と呼ばれていることになろう。ただし里耶秦簡に見える「令」のなかには、上級機関からの具体的な指示がそう呼ばれているとおぼしい事例もある。

廿六年八月庚戌朔壬戌、廩守慶敢言之。令曰、司空佐貳今爲廩佐、言視事日。●今以戌申視事。敢言之。（正）

貳手（背）（⑧163）

二十六年（前 221）八月庚戌朔壬戌（13 日）、廩守畜夫の慶が申し上げます。ご指示には「司空佐の貳は今 廩佐となった。勤務に就いた日付を報告せよ」とあります。

●今 戌申の日（7 月 29 日）に勤務に就きました。以上申し上げます。（正）

貳が書いた。（背）

この場合の「令」は広く規定・命令一般を指していると考えられる。

○治已決：「決」とは裁定行為の終了を意味し、「断」とも呼ばれる⁵。張家山漢簡「二年律令」には同様の表現として「獄已決」（114 簡等）が見え、居延漢簡のいわゆる「侯恩冊書」には「書到驗問治決言一書 到らば驗問し、治 決すれば言え一」（E.P.F22:30）として「治決」の語が現れる。一連の裁定行為の中での意見の食い違いではなく、「前治者」による裁定がいったん終了した後で、「更治者」により不当な判決が発見された場合の処置であることを明示するものである。

○縦・不直、故・誤：「縦」とは罪を見逃して無罪にすること、「不直」は量刑を恣意的に加減することである⁶。二年律令 93～98 に詳細な規定が見える。

鞠(鞠)獄故縦・不直、及診・報・辟故弗窮審者、死罪、斬左止(趾)爲城旦、它各以其罪論之。其當毆(繫)城旦舂^ㄥ、作官府^ㄥ償日者、罰歲金八兩^ㄥ、不盈歲者、罰金四兩。□□□□兩^ㄥ、購・没入・負償、各以其直(值)數負之。其受賂者、駕(加)其罪二等。所予臧(贓)罪重、以重者論之、亦駕(加)二等^ㄥ。其非故也、而失不審各以其贖論之。爵戍四歲及毆(繫)城旦舂六歲以上罪、罰金四兩。贖死・贖城旦舂・鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓、戍不盈四歲、毆(繫)不盈六歲、及罰金一斤以上罪、罰金二兩^ㄥ。毆(繫)不盈三歲、贖耐・贖【僇一人】(遷)、及不盈一斤以下罪、購・没入・負償・三日作縣官罪、罰金一兩。（二年律令 93～98）

犯罪内容の確定にあたり、故意に罪を見逃したり、罪に軽重をつけたり、及び実地検分・照会への回答・被疑者訊問において故意に十分調べつくさなかった場合は⁷、死

刑ならば斬左趾城旦とし、その他の刑なら同じ刑によってこれを量刑する。繫城旦舂に当てられ、官府で労役して所定の日数を償った場合は、一年につき八両の罰金を科し、一年に満たない場合は、罰金四両。……両、賞金・財産没収・損害賠償を科されたのであれば、それぞれの相当額を負担させる。賄賂を受け取った場合は、罪二等を加重する。もし収賄による贓罪の方が重ければ、重い方の刑でその者を罪に問うた上で、さらに罪二等を加重する。故意によるのではなく、誤って不正確だったのであれば、それに応じた贖刑によって量刑する。爵戌四年及び繫城旦舂六年以上の刑であれば、罰金四両。贖死・贖城旦舂・[贖] 鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓黥、四年未満の戌辺、六年未満の繫城旦舂、及び罰金一斤以上の罪であれば、罰金二兩。三年未満の繫城旦舂、贖耐・贖遷、及び罰金一斤未満の罪、賞金・財産没収・損害賠償・官署での労役によって所定の日数を償う刑であったならば、罰金一兩。

「縦」に対する刑罰は故意か過失かで大きく異なり、故意であれば、死刑の場合を除き基本的に見逃した刑罰が自らに跳ね返ってくる（「反坐」）。一方、過失であれば見逃した刑罰の程度に従って段階的に財産刑が用いられる。

さて、すでに語注のなかでは、この後に掲げる修正案とも関わる指摘をいくつか行ったが、ひとまず何有祖の解釈に従って事件の経緯を整理し、修正が必要となる理由を示しておきたい。まず事件の大枠に対する何有祖の理解は次のとおりである。

裁定1：甞らが贖耐に当たる罪を犯すが、敬らはその罪を見逃す。

裁定2：他者による再度の取調で、甞らの罪が発覚。

本冊書：甞の罪を見逃した敬らの罪が問われる。敬は故意ではなかったと弁解。

ただし、この解釈のなかで理解しにくいのは、日本語訳の傍線部 a、「何故不以縦論【敬】等—どうして敬らを「縦」の罪に問わなかったのか—」である。「罪に問わなかった」ことの責任者として詰問されているのは敬自身であるから、この文章を言い換えると「どうしてお前はお前たちを罪に問わなかったのか」と問い詰めていることになる。強いて穿った見方をするなら、判決が覆ったのを承けて、最初の取調の責任者である敬が自分を含めた関係官吏を自ら罰する必要があったとも理解し得る⁸が、いささか不自然であることは否めない。

さらに傍線部 b も問題である。何有祖はこの「甞等非故縦弗論毆」を「見逃されて罪に問われなかった」と読んでいる⁹。だが他の「縦（弗）論」がすべて「論じなかった」と読まれる中で、この箇所のみを文意から「論じられなかった」とするのは、やはり違和感を覚える。

まずこの傍線部 b の不自然さを解消するためには、甞らは「論じられなかった」のではなく「論じなかった」、つまり彼らもまた論罪を担当した官吏であり、「贖耐」の罪に問われているのは、彼らが「前治者」として被疑者の罪を見逃したためであると考えねばならない。すなわちこの案件では二つの「縦」、つまり官吏による罪の不当な免除が行われており、

第一の「縦」は笛らが某人の罪を見逃したこと、第二は敬らが笛らによる「縦」を見逃したことである。

裁定1：笛らが担当。某甲の罪を見逃す。

裁定2：某乙が担当。某甲への裁定1での量刑が覆される。

裁定3：敬らが担当。笛らが裁定1で犯した「縦」罪を見逃す。

こうした展開を想定するなら、敬は笛らを監督する立場にある相応の高官であったはずである。語注でふれたとおり、遷陵県丞である「敬」が本冊書に現れる「敬」の有力な候補となる。

次に傍線部 a の不自然さを解消する一つの道は、簡③と簡④が直接はつながらないと見ることであり、その可能性は完全には排除できない。ただしもう一つ念頭に置くべきは、簡③末尾の「敬」字が写真ではまったく判読できず、何有祖が「文意」から補っているに過ぎないという点である。私見では、「文意」からここに入るべきは「敬」字ではなく、もう一方の当事者である「笛」であると考え。以上の前提に基づいて私見を提示したいが、現時点では二つの可能性を想定している。

2. 修正案

修正案は二つあるものの、釈字・句読は共通する。まずそれを掲げておく。

○修正復原案

①刊（訊）敬：令曰：諸有吏治已決而更治 8-1832 者、其罪節（即）重若 8-1418

②益輕、吏前治者皆當以縦、不直論。今笛等當贖 8-1133

③耐、是即敬等縦弗論毆。何故不以縦論【笛】 8-1132

④等、何解？辭（辭）曰：敬等鞫獄弗能審、誤不當律。 8-314

⑤笛等非故縦弗論毆、它如劾。 8-1107

実のところ、何有祖の復原案と大きな違いがあるわけではなく、彼が文意から補った簡③の末字を「笛」に改めたのみである。だがその修正とともに、本冊書が記録する取調以前に、前述した三回の裁定があったと考え、本冊書への理解は大きく異なってくる。

ただし現時点で修正案を一つに絞り込めない理由は、裁定1の詳細が判然としないことに因る。笛らはどのような罪を、どのような理由で見逃し、どのような罪に問われるはずだったのか。

その手がかりとなるのが簡②～③に見える「笛等當贖耐」である。これが「裁定3で笛らは贖耐に当てられた」の謂であれば、以下のような展開が想定できる。

裁定1：笛らが某甲を取調。耐罪とすべきところを故意に見逃し、無罪とする。

裁定2：某乙（敬らであった可能性もある）が某甲を再び取調。耐罪とする。

裁定3：敬らが笛らを取調。故意ではなかったとして「贖耐」を適用する。

本冊書：笛らを耐罪ではなく贖耐に当てたのが「縦」であるとして敬らの罪が問われ

る。敬は笛らが故意に見逃したのではないと弁解。

この大枠に沿って全体を現代日本語訳すると、次のようになる（「令」の引用は省略）。

「…今 笛らは贖耐に当てられたが（本来は耐罪とされるべきなので）、これは敬らが（笛らを）見逃して量刑しなかったのである。どうして笛らを「縦」の咎で罪に問わなかったのか。どう釈明するか。」供述していうには「正確に犯罪内容を確定させることができず、誤って律を適用しませんでした。笛らは故意に見逃した（「故縦」）のではないので、量刑しなかったのです。その他は効の通り。」

以上の解釈でも一応の筋は通るだろう。だがひとつ不自然なのは、笛らが「當贖耐」とされ、贖耐という実刑を一耐刑よりは遙かに軽いとはいえ一科されているにも拘わらず、敬らがこれを「縦して論ぜず一見逃して量刑しなかった」と述べていることになる点である。

そこでもう一つ考えられるのは、「笛等當贖耐」は「贖耐に当てられた」ではなく、「贖耐に当てられるべきだった（にも拘わらず無罪とされた）」の謂と解釈する道である。その場合、語注に挙げた二年律令 93～98 に拠るなら、裁定 1 の内容には次の二通りの可能性がある。

ア) 笛らは故意に贖耐を見逃す→贖耐にそのまま反坐するべきだった

イ) 笛らは誤って耐罪を見逃す→過失である故、財産刑に読み替えて贖耐とされるべきだった

いささか判断に迷うが、簡⑤の「笛等非故縦弗論」をふまえるなら、イの可能性に軍配が挙がる。この第二の修正案も大枠を示し、日本語訳しておく。

裁定 1：笛らが某甲を取調。耐罪を過失によって見逃し、無罪とする。

裁定 2：某乙（〃）が某甲を再び取調。有罪とする。

裁定 3：敬らが笛らを取調。贖耐とすべきところ、誤って法を適用しなかった。

本冊書：笛らを贖耐としなかったのが「縦」であるとして敬らの罪が問われる。敬は自分たちに誤解があり、故意でなければ量刑しなくていいと思っていたと弁解。

「…今 笛らの罪は贖耐に相当する（はずだが、無罪とされた）。これは敬らが（笛らを）見逃して量刑しなかったのである。どうして笛らを「縦」の咎で罪に問わなかったのか。どう釈明するか。」供述していうには「正確に犯罪内容を確定させることができず、誤って律を適用しませんでした。笛らは故意に見逃した（「故縦」）のではないので、量刑しなくていいと思ったのです。その他は効の通り。」

むろんこの解釈も鉄案ではない。たとえば敬の供述の末尾部分を「笛等は故縦にあらざれば論ぜざるなり」といづれも訓読したが、冊書の中で「縦弗論」がひとかたまりで用いられている点に鑑みるなら、「笛等は故らに縦して論ぜざるにあらざるなり」と読み、「笛らは故意に見逃して量刑しなかったのではない（と思ったのです）」と解釈すべきかもしれない。

い。また⑧246 簡には以下のような供述の断片が見える。

訊敬、辭（辭）曰、□Z（⑧246）

たった四文字なので比較は難しいが、「敬」字は本冊書と似ているようにも映る。今後、こうした関連簡が発表されれば、この案件の詳細はよりはっきりし、上述の修正案がさらなる修正を迫られることもあろう。

こうした問題はなお残るものの、少なくとも現時点では、③簡の末字を「敬」とするよりも「甞」とした方が、より「文意」に沿っているというのが小文の結論である。

成稿：2015年7月5日

*本稿の作成に際しては、作成当時に里耶秦簡を共に会読していた以下の方々から多くの意見を頂戴した。

金秉駿、佐藤達郎、角谷常子、鷹取祐司、土口史記、畑野吉則、藤井律之、目黒杏子、吉川佑資。

¹ 何有祖「里耶秦簡牘綴合（八則）」簡帛網二〇一三年五月一七日。

² こうした供述記録の呼称としては、里耶秦簡に見える「獄簿」や「獄束」がその候補となる。

男子皇【木建】獄簿 Z

廿六年六月癸亥遷陵拔守丞敦狐史崎治Z（⑧406）

男子皇【木建】についての獄簿。始皇二六年六月癸亥（一三日）、遷陵令の拔・守丞の敦狐・史の崎が取調を担当。

史象已訊、獄束十六、已具Z（⑧1556）

史の象がすでに訊問した。獄束一六枚、すでに揃っている。

なお「束」については靱山明「「束」と表題簡の関係について—遷陵縣における文書保管と行政實務（1）—」（東京外大AA研「中国古代簡牘の横断領域的研究」HP、2014年1月13日）を参照のこと。

³ 靱山明は「鞫」を「犯罪内容の確定」とし（靱山明『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、2006、68頁）、宮宅潔は律令適用の前提となる犯罪事実の総括とし（宮宅潔「秦漢時代の裁判制度—張家山漢簡《奏讞書》より見た—」（『史林』第81巻第2号、1998）、それが長吏により行われたことを強調する。最近発表された陶安論文[2014]は、これを「長官もしくは副長官による訊問もしくは審理」とする（陶安あんど「「鞫書」と「鞫状」に関する覚書」東京外大AA研「中国古代簡牘の横断領域的研究」HP、2014年3月24日）。

⁴ 廣瀬薫雄『秦漢律令研究』（汲古書院、2010）、168頁。

⁵ 靱山注3前掲書、84頁。

⁶ 富谷至（編）『江陵張家山247號漢墓出土漢律令の研究』（朋友書店、2006）、65頁、および靱山注5前掲書、77頁。

⁷ 鷹取祐司「二年律令九三簡『診報辟故弗窮審』条についての一考察」（富谷至編『江陵張家山247號漢墓出土漢律令の研究』朋友書店、2006）。

⁸ 「自分で自分たちを取り調べ、罪に問う」という状況は常識では考えにくいですが、里耶秦簡には一見そうした事態が実際に生じたかのような事例がある。

卅年□月□丙申、遷陵丞昌・獄史堪、訊昌。辭（辭）曰、上造、居平□、侍廷、爲遷

陵丞、□當詣貳春郷、郷渠・史獲誤詣它郷、因失道百六十七里、即與史義論、貲渠・獲各三甲。不智（知）劾云「貲三甲不應律令」故。皆毋它坐、它如官書。 （正）
乙 堪手（背）（⑧754+⑧1007）

始皇三十年□月□丙申、遷陵県丞の昌・獄史の堪が、昌を訊問した。供述して言うには「上造で、平□県侍廷里の出身、遷陵県丞となった。□は貳春郷に到るべきであったが、郷畜夫の渠・史の獲は誤って他の郷に到り、そのために百六十七里の行程を間違えて進むことになった。そこで史の義とともに量刑して、渠・獲をそれぞれ貲三甲とした。劾に「貲三甲は律令と適合しない」とある理由が分からない。いずれも他に罪に触れてはいない。その他は官書の通り。

兩行の簡に書かれた供述記録で、年号・日付の後に担当者として遷陵県丞と獄史の名が記され、それに供述記録が続く。ここでは遷陵丞の昌なる人物が、訊問者であると同時に訊問対象者でもあることになっている。その供述によると、彼と史の義が以前に下した裁定に疑義が呈せられ、「劾」の対象となったので、彼が事件の詳細を説明することになったようである。だが、現実問題として自分で自分を訊問するなどということはありませんから、ここで獄史堪と並んで昌の名が挙げられているのは、単に遷陵県における司法手続きの責任者の名前を形式的に記したに過ぎず、実際には堪が一人で昌の言い分を書き記したと見るのが妥当だろう。県の令・丞を取り調べる場合には、郡や隣県から吏が派遣されるのが通例なのだろうが、ささいな過失については当該県の獄史が令・丞の供述聴取に当たり、その供述書に責任者として令・丞の名が記された、という可能性が考えられる。

本冊書の「何故不以縦論【敬】等」もまた、こうした状況を想定して解釈することが可能かもしれない。だが本論で述べるとおり、まったく判読できない文字を取って「敬」とする釈読にこだわらなければ、「自分で自分たちを取り調べる」という事情について、上述したような穿った説明を加える必要もない。

⁹ 何論文では「指“咄”等人并不是被“敬”等人故意“縦”不論罪的」との解釈が示されている。